

Title	フランス革命の土地所有
Sub Title	La propriété foncière dans la révolution française
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.8 (1972. 8) ,p.503(1)- 518(16)
JaLC DOI	10.14991/001.19720801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス革命の土地所有*

渡 辺 國 廣

- I 序
- II 1 憲法制定議会と土地の解放
 - A 1790年の3月令の場合
 - B 1790年の5月令の場合
 - C 1790年の11月令の場合
- 2 立法議会と土地の解放
 - A 1792年の4月令の場合
 - B 1792年の6, 7月令の場合
 - C 1792年の8月令の場合
- 3 国民公会と土地の解放
 - A 1792年の12月令, 1793年の5, 6月令の場合
 - B 1793年の7月令の場合

III 結

I

序

彼の対する土地が、自主地、分与地、世襲地という状況にあっても、そこには領主により何かと、拘束が及んだ。⁽¹⁾ 革命に乗じ彼は、この排除を願った。その際、まさきに彼は、身分的拘束の破棄に関心を向けた。しかし彼が革命に寄せたところは、単にそれだけに限らない。彼はまた革命を介し、地面に及ぶ領主の、あらゆる拘束から脱出しようとはかった。

問題は、彼のこうした意図が、どこまで貫徹されたかであろう。彼の対する土地を、領主規制が及ばない、純粋むくの地面に仕上げるべく、ことを一挙に連ぶということに対しては、領主の側の反発も強かった。土地をめぐる、領主の規制が及ぶということ自体、領主の権利であり、権利である以上、それが何であれ、侵害できないとする革命の基調からすれば、下からの強い突上げに対

* この稿は、本誌64巻8号と12号、65巻5号に所収の、私の三つの稿とともに、私の当面の仕事「フランス革命の土地問題」の第一部「土地の解放」を構成する。これら四つのもので、第一部は完結したつもりでいる。いずれ折を得て、まとめる予定。ご批判のほどには、その際に答えたいと思う。

(1) この事情の一端を、本誌64巻8号所収の、私の稿にみよ。

する領主の側の巻返しもまた、自然の成行というものであろうか。

二者どちらも譲らない。こうした限りでは、もはやことを、無原則に運べないのである。事実また革命は、証拠主義と有償制⁽¹⁾を持出し、両者の間の調整に従うことにした。本稿では、この経過を追う。問題は、かかる調整のもと、領主のかさを抜きに、土地所有に安定したいという、革命に託した、多くの者の夢が、達成されたかであろう。実際いって、結果は逆になった。本稿はまた、この事情の解明に従うことにもなる。

II

1 憲法制定議会と土地の解放

A 1790年の3月令の場合⁽³⁾

土地所有にある者が革命により願ったのは、土地所有にあることで彼に、いささかも領主の規制が及ばないという状況の、実現にあった。これに手をかすべく、憲法制定議会は3月令に踏切ることとした。

周知のところだが、革命といえども、領主の一方的な犠牲のうえにことを運べない。こうしたなかで憲法制定議会は、領主と妥協をはかりながら、何とか、土地所有にある者の願いを吸上げていかなければならないのである。しかし3月令では、どちらかといえば、領主よりの路線しか打出せなかった。

身分差の温存 革命に際し誰も、領主の優位を示すあかしを消したかった。憲法制定議会はこれを受け、1790年の3月令では、臣従の宣誓、領主による査察、土地簿の届出、軍役義務をめぐり、その廃止を規定した。従来こうした身分上の拘束は、土地と対する時、彼にして避けられないところであった。実に3月令は、その解消をめざした。

かく踏切り得たのは、領主によるいかなる拘束も、気まま勝手な暴力に由来するとみただからにはかならない⁽⁴⁾。これに対し領主は、猛然と巻返しに出た。領主のいい分に従えば、彼の権利が、たとえ何に起因しようと、依然として権利であることにかわりはなく、そして革命が既得権について絶対という以上、もはや領主が無条件の譲歩、全面的な後退を求められていい理由もなかったのであろう。両者は対立を深めていった。こうしたなかで3月令は、妥協をよぎなくされた。そして、土地とかがわった、もともとの事情を示す文書をタテに、またこの種の文書がない場合、40年も引続

(1) 土地をはさんで、彼が領主と、いかなる関係にあったか、その、もともとの状況 titre primitif を、重視することに対し、ここでは、証拠主義と呼んでおく。

(2) 有償制という時、rachat のつもり。

(3) 直接には、Décret des 15-28 mars 1790 のこと。

(4) かかる申立を、SAGNAC P. et CARON P., *Les Comités des droits féodaux et de législation et l'abolition du régime seigneurial* (1789-1793). <Documents>, 1907, n° 26 に。

き土地とかがわってきたことを示す、2人の証人を立て、その限りで、領主がいろいろと面倒な、身分上の規制を持出すことを容認した。とくにパンをめぐる、領主の執着は強い。パンのうち、水車場⁽¹⁾についての使用強制は、領主が最大に関心を集中したところ。また通行税に寄せる、領主の執心もなみなみならない。こうした拘束だが、実際いって、かなりの苦痛に感じられた。にもかかわらず、根強く残り、むしろそれ以上に、これを残すということが可能な仕組であれば、3月令に対しては深い失望を感じる者も多かった⁽²⁾。もはや革命なるものを、この段階で、単なる幻影でしかなかったとみななければなるまい。

知られる如く、身分上の拘束であれば、それから脱出するため、すんなり、無条件というわけのものでもない。身分上の拘束でありながら、革命といえども、これを残すという強い方針を打出していた。領主の権利として、文書がそれを、しかと確認するところであれば、これもまたやむを得ないというのであろうか。事実また、かかる状況の打開をめぐり、今世紀にはいつまで、大きな関心が向けられていた⁽³⁾。

領主権益の持続 土地と対する者にしてみれば、身分上の拘束を没にしたかった。これが実現できた時、土地と対し彼もまた、地面に及ぶ負担のことを考えるというだけでいい。しかし地面に及ぶ、さまざまな負担についても、それが身分上の拘束に由来すると断定できれば、身分上の拘束と同列に扱われ、そこからの離脱に際し、あわよくば、無条件ということでもいいわけだが、地面に及ぶ負担のうち、どこまでこうした、身分上の拘束に含めるか、あいまいであったことから、3月令ではかえって、紛争の大きな火だねをつくる結果になってしまった。かかるなかにあつて土地所有にある者は、ことを自己に有利に運ぶべく、懸命につとめた⁽⁴⁾。しかし3月令は、地面に及ぶ負担ということでも、いたずらに勝手を許さず、それに応じない場合、土地を没収するという挙に出たのであった。もっとも3月令においては、これ以外のいかなる理由によっても、土地の没収を禁止、また買戻権について、その廃止を規定している。

しかしまた、地面に対し及ぶ負担に應ずるといふことすら、所有について絶対という革命のさなかにあつては、これを負担する側にとり、何としても納得できない。1790年の3月令もまたかかる点について、打開を考えることになった。そしてもし負担者が、地面に及ぶ拘束をまぬがれたければ、領主のため何とか、賠償金を支払うよう指示するのである。しかしこれくらい、革命に対し一般が期待したところを裏切った措置はない。今やフランス中が不穏な空気に包まれた⁽⁵⁾。にもかかわらず、何はさておき、賠償金さえ払えば、思いがとげられるというものでなかった。3月令はまた、こ

(1) SAGNAC et CARON, p. 72 に注意。

(2) この点については、例えば、LEFEBVRE, G., *Les Paysans du Nord pendant la Révolution française*, 1927, p. 376 参照。

(3) *Révolution française*, Revue d'histoire moderne et contemporaine, 1905, p. 434 所収、内務部通達。

(4) 反発の一端を、SAGNAC et CARON, n° 123 にみよ。

(5) こうした評価は、SAGNAC et CARON, p. 159 に従う。

の点をめぐって、かたいわくを設けているのである。第一、賠償金を手渡す段階で、彼は未払分をすべてすませ、さっぱりしていなければならない。未払分に対する領主の執着は強かったわけで、それだけにまた、未払分が切捨てらるべきものと、負担者の側の反発は高かった。⁽¹⁾

もはやことは単純に、賠償金というだけに帰せられない。そればかりか、賠償金を払ったうえ、地面に及ぶ負担から離脱できるのは、彼がその土地と対するについて、ことの次第を示す、領主とかわした、もとの文書が存在しない場合に限られていた。さいわい、革命さなかの混乱で、かかる文書は焼却されることが多かった。もう領主は、自己の権利を主張することができない。しかし焼却して、3年以内ならば、彼は6人から10人の者に、30年も引続きその土地に権利を行使していたことを証言してもらえばいい。従ってもし、領主が、地面に対する、彼の既得権を永久に断念しなければならぬということになるとすれば、彼のもとに、文書がなく、また彼のため証言してくれる者もないという、ごく特殊な場合に限られてこよう。もっとも領主が、そうした、どたん場に追込まれたとは思えない。現に彼は既得権にすわるべく、策をろうすることを忘れなかった。かかる限り、土地所有にある者にとり領主規制からの脱出が、全面的に可能というわけにもいかない。むしろ3月令は、領主の立場に加担する方向にあったとさえいえる。革命の勃発時に領主が喪失した権利について3月令は、これを略奪の結果とみ、領主への返還を規定しているのは、その何よりの証拠となろう。しかしもとより、無条件の返還をいっているのではない。領主に返還を迫られ、3年以内ならば、解放状があっても、返還が義務づけられた。しかし3年たってしまうと、たとえ解放状がなくとも、返還の義務は解消したのであった。

知られる如く、1790年の3月令では、何よりも、身分上の拘束の解消がうたわれている。できれば、これを、地面に及ぶ負担にまで拡充したいわけであろう。しかし3月令は地面に及ぶ負担について、依然として領主の立場を正当視していたのであった。ただしこの体制をくずすべく、わずかなチャンスが3月令により与えられたことは注目されている。賠償金が準備でき、加えて、土地をめぐる彼が、領主と、もともといかなる関係にあったかを示す文書がなければ、もうそれで、彼にとり領主の存在は苦にならないのである。領主による拘束が絶対的なものではなくなったわけだが、しかしこれも、賠償金を調達できる者に限っていえるという点、3月令には大きな限界があった。もっとも、かかることの運びに対しては、不平が繰返し述べられてきた。今や革命を、有産者の手に渡すことに対する懸念は深まっていった。革命とはいえ、取残された者が多い。⁽²⁾

革命基調の挫折 領主にしてみれば、革命による実害を、最少限にとどめたかった。このため領主は、既得権の容認を強く求めた次第だった。ついに3月令も、そうした要求を封ずることがで

(1) この種の角逐を、例えば、MILLOT J., *L'abolition des droits seigneuriaux dans le département du Doubs et la Région comtoise*, 1937, pp. 72-73 にみよ。

(2) この点については、SAGNAC et CARON, p. 78 参照。

きなかった。領主の権利のうち、明白にそれが、領主の既得権とわかれば、3月令はこれを尊重、決して手だしをしまいという態度に出た。

今や3月令では、革命が触れることのできる場を、領主とのかかわり合いをめぐる、はっきりした証言のないところに限ることになった。しかし革命はそこに対してすら、無条件にはいり込めたというわけでもない。何よりの証拠に、領主の権利が、文書ではっきり確認できない場合についても、土地所有にある者がそこから脱するため、3月令は賠償金を規定している。しかし3月令はなお、この賠償金をめぐって、施行細目を決定することができなかった。その背後には、かかる賠償金に対してすら、領主の側にいろいろ申立てる余地を残さなければならないという配慮があったからなのであろう。こうしたなかで憲法制定議会は、さまざまな苦心を重ねるということにもなっていく。その経緯は、以後の立法のなかに、うかがい知れるというべきか。

B 1790年の5月令の場合⁽¹⁾

地面に及ぶ領主の、あらゆる拘束から脱出したければ、彼は賠償金を用意しなければならない。しかしこの賠償金を、領主に手渡すことができるのは、土地と対し彼が、領主といかなる関係にあったかを示す、もとの文書が、彼のもとにも領主のもとにもない限りである。もしこうした文書が一通でもあれば、彼は永久に領主の拘束に服することになるわけであろう。

知られる如く、1790年の3月令により、かかる原則が打出された。これを受けた5月令では、3月令の実施に必要な細目が規定されるということになった。その際に憲法制定議会は、3月令に向けられた不平を、何とか緩和すべく、模索した。にもかかわらず結局のところ、不平をあおる方向を打出だけのことに終わっているのはまた、どうしたことか。5月令のもと、賠償金はかえって、扱いの厄介な、しろものと化していった。

定期の負担に対する措置 周知の如く、世襲地と対した時、誰も1年を通じ、所定のもの領主のため差出さなければならない。いわば定期の負担であるわけだが、こうした負担は従来まで貨幣で示されてきた。しかしまたそれを、穀物、家畜、その他の品目により召上げられるという場合も起った。1790年の5月令は、こうした定期の負担をまぬがれたと思う者のため、貨幣負担の場合、年間の負担の20倍に相当する額を、領主に対する賠償金として指示していた。しかしまた現物負担の場合、5月令は過去14年間について、現物負担を貨幣に換算したうえ、もっとも高い年、次に高い年、もっとも低い年、次に低い年を落し、残った10年の平均額の25倍というものを、領主に對し賠償金として支払うことを規定するのであった。こうした換算を円滑に運ぶ必要から、5月令はまた、各地で、品目ごとに、規準価格を決定しておくよう命令している。賠償金を支払うという

(1) 直接には、Décret des 3-9 mai 1790 (DUVERGIER, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens, ...*, I. pp. 163 et suiv.) のこと。

時点で、もし何らか未払分があれば、当然また彼は、これをすべて支払い終っていないならなかったとする。

5月令では冒頭に、定期の負担に対する扱いを取上げていた。しかしなお当事者間の納得づくでことが運ばれてこそ、憲法制定議会の願うところであった。そもいかなないという場合、5月令はこれに対し、一定の規準を与えることにしたかったのである。やがてこの方針は、土地所有に及ぶ領主規制の、もう一端を構成する、不定期の負担にまで拡大されていくことになった。

不定期の負担と革命 もとより、土地に及ぶ規制は単に、定期の負担というだけに限らなかった。ほかに、不定期の負担がある。そして5月令では、この不定期の負担を重視、世襲地と対し彼が、定期の負担から離れることができるのは、不定期の負担について、それからの離脱のため、賠償金を払った限りとしている。すでに定期のものは、負担として問題にならない状況になっており、土地の解放を自己に有利に運ぶべく、領主は5月令で、不定期の負担に対する賠償を、定期の負担に対する賠償支払に先行させるという決定を下すことにしたのであった。事実また、不定期の負担は、これに応じなければならない者にとりかなりの重圧になっており、その解放を理由に、賠償金を出させようとするには、額もかさむということでもあり、領主のため十分な意味があったといわなければならない。

不定期の負担のなかでも、早くより領主の関心が集まったのは、土地移転税である。土地移転税のうち、取引税について、領主はこれを収入源とみなし、特別の注意を払っていた。取引税の額はところにより違い、それこそ雑多であるわけだが、多くおこなわれてきたところをみても、取引価格の2分の1、3分の1、4分の1、5分の1、6分の1、8分の1、12分の1と、区々としていた。土地を購入した者はこれだけのものを、領主のため召上げられた。5月令では、かかる取引税の廃止を規定しているが、そのこと自体、土地の取得に乗出した者の立場に組する方向にほかならない。しかし5月令では、こうした者の立場を全面的に認めるということがない。依然として取引税を召上げていた。しかしその額は、よほどに減額されたものとなっていったのである。今や土地を取得した時、彼は領主のため取引税として、これまでの取引税に、6分の5、15分の5、14分の5、13分の5、12分の5、11分の5のうちから、適宜に、率を選んで、乗じた額を、領主のため差出すだけでよかった。

こうした限りでは、売買に対する拘束が緩和されただけにとどまったといわなければならない。しかしそれに満足せず、もっと積極的に、土地と対し避けられない、かかる取引税の負担から、解放されたいと望む者もあった。今や彼は土地と対し、売買にかかわりなく、取引税から脱出したいのである。不定期の負担を避けようというのであり、もしそれが可能ならば、土地について、これ以上に、彼の立場を強化するものはない。今までのいきさつからすれば、賠償金の支払はやむを得ないところであった。こうして5月令では、過去10年間にその土地をめぐる起った売買の、価格

のうち、最低のものを規準に、取引税を予想、この予想額に、取引税の緩和のため定められた、さきの率から選び、それを乗ずることにより、賠償金を算定するよう規定している。もしこの10年間に一度も、その土地について売買が成立したことがなければ、彼は賠償金をめぐって、領主と直接の交渉を持つことができた。しかしこの交渉が不調に終れば、彼は裁判所に仲裁を申出ることを許されていた。もはや不定期の負担をめぐって、5月令は、これを負担する側の都合を、優先していたといわなければならない。しかしこれも、単なるきれいごとにとどまった。という時、この段階で、裁判所に頼れたものではなかったからにはほかならない。現に裁判所は權威を失墜し、その機能を停止するものが多かったといふ⁽¹⁾。

知られる如く、5月令では、解放の手續について問題にしていた。かかる際、それを、順序の問題にすり替えたことは重大である。世襲地にある者が、領主の規制から離れたければ、とにかく彼は、何よりも不定期の負担から脱出しなければならない。不定期の拘束は当時、実質的な負担であり、これに対し賠償金が支払えなければ、定期の負担からの離脱にまで手を出すことができないというのであった。5月令は、さきの3月令の実施細目であるわけだが、領主の規制から離脱できる者を、ごく特定の者に限ることになってしまった⁽²⁾。という時、賠償金が準備できることもろんだが、不定期の負担に対する賠償金として彼は、かなりの額のもの調達しなければならなかったからである。有償制はついに、誰にも平等の恩恵をもたらそうという、革命の理想を実現することなく終ってしまった。むしろ5月令は、有償制というものを、領主の側に有利なように運ぶべく、積極的でしたらあったといわなければならないのではないだろうか。

こうしたなかで、革命に取残される者が出て当然のことであった。相当額の準備金を前提としてだけ、領主と交渉が可能な仕組である。かかる事情を背景に、各地で暴動が頻発した。今や5月令に対する反発は深まっていった。憲法制定議会はこれに対処し、態度の変更を模索し始めた。

C 1790年の11月令の場合⁽⁴⁾

5月令のもと、有償制ということにより、かえって不平等が助長されてしまおう。この欠陥を克服すべく、11月令になると、賠償金を支払う側の立場が、よほどに優遇されたものとなっていった。領主規制からの離脱について、順序を厳格に規定した5月令にかわって、11月令では、この順序を撤去したばかりか、彼が準備できた、賠償金の額の都合で、順次、領主に対し解放を申出るといふことでよかった。

これを要するに、部分解放になろうか。しかしそこに有償制の基調が貫ぬかれている限り、解放

(1) この事情は、SAGNAC et CARON, n° 26 に。

(2) これに関し、SAGNAC et CARON, p. 78 参看。

(3) この模様を、SAGNAC et CARON, nos 285, 286, 289, 293, etc. にみよ。

(4) 直接には、Loi des 14-19 novembre 1790 (DUVERGIER, II, p. 19) のこと。

を望む側にゆとりがあるということが、すべてにわたりきめ手になるわけである。従って部分解放という時、革命に臨み、ゆとりに恵まれた者が何とか動き出ることを容易にただけのことであった。

部分解放の容認 土地に及ぶ領主の、さまざまな規制を、5月令では、定期の負担と不定期の負担に2分している。そしてこうした、領主の規制からの解放に際し、まず不定期の負担について賠償金を払わせ、しかるのちに定期の負担について賠償金が支払い得るとするのであった。問題は、かかる順序の決定自体のうちにある。領主負担のなかでも、重い部分が領主規制からの解放に際し、先行したのである。かくして5月令は、革命の成果を受取ることのできない者を多く出すことになってしまった。

これに対し11月令は、そうした順序を廃止した。今や誰も自分の都合により、どちらを先行させてもよかった。加えてまた、定期の負担、不定期の負担を構成する、さまざまな要素のうち、どれから選択して解放のことを、領主に対し申出てもよくなった。こうすることにより11月令は、土地と対した時、みな負担しなければならない、義務からの脱出を容易にしようとしたのである。かかる妥協のなかで11月令は、領主のためいろいろな拘束に応じてきた者に対し領主が、全面的譲歩に出てくれることを、暗に期待することにしたのであった。

領主の動静 知られる如く、しかるべき賠償金の準備ができ次第、土地所有にある者は領主との間のことを、逐次なくずしにしていけばいい。かかる限り、領主の権威も、これまで彼の支配にあまじってきた者の、都合いかに、出方ひとつということになってしまおう。かかる事態に対する、領主の側の反応は、それこそさまざまであろう。

当然のこと、一部の領主は、下からの突上げで苦境に追込まれるのをいさぎよしとしない。こうした領主の、厚い壁に妨害され、事実また各地において、領主規制からの離脱ということは、ごく限られた範囲のことだけに終わってしまった⁽¹⁾。そしてこのことは領主が、持込まれた賠償金の受理を拒否したと無関係ではない。受理する場合も、領主はいろいろと注文をつけ、すんなり受理しようとしなかった。これにより、賠償金を支払う側はほとほとこまりぬいた。そこまで彼を追込むことなかで領主は、解放ということ、自分のため、より有利に運ぼうとしたのであった⁽²⁾。しかしどこでも領主が、解放に対し反動的に振舞ったというわけのものでもない。むしろ一部には、賠償金を積極的に召上げようとした場合すら確認されているのである⁽³⁾。

こうした背後に、領主にしてみれば、既得の権益を何とか確実に換金できればと思っていた事実を、見落してはならない。換金ということだけを考えれば、解放を願う、直接の当事者に、既得の

(1) このことを、Seine-Inférieure について、AULARD, A., *La Féodalité sous la Révolution* (Rev. fr., 1913, p. 293) にみよ。

(2) これについては、MILLOT, p. 174 から。

(3) FERRADOU, A., *Le rachat des droits féodaux dans la Gironde (1790-1793)*, 1928, p. 4 に注意。

権益を、賠償金と引替えに分割して手渡さなければならないというのでは、いかにも非能率的であろう。こうして領主は自己の権益を、政府ないし自治体に賠償してもらおうということに踏切った。現にこの過程の進行には、かなり著しいものがあつたといわれる。解放を願う当事者が直接に領主のため賠償金を手渡した例が一件も確認されていないところでも、領主が政府に対し既得の権益を売渡すということが起っていること⁽¹⁾でも、その点は十分に納得できるというべきだろう。

2 立法議会と土地の解放

A 1792年の4月令の場合⁽²⁾

土地所有に及ぶ領主の、いっさいの規制から脱出したければ、彼は賠償金の都合がつき次第、順次に、領主に向い解放を申出るといい。こうした限り、領主の拘束のうちでも、もっとも重圧と感ぜられるものが残ることになってしまおう。当然のこと、不定期の負担の残存は著しい。にくきは、領主規制からの離脱に際し、賠償金の支払が強要されたということ自体にある。かかるなかで、打開を願う声が高くなっていった。要は、有償制そのものの再検討にある⁽³⁾。

これを受け、1792年の4月令は不定期の負担中、土地の取引税に関する限り、没にするということに踏切った。そうした限り4月令は、下部の要求を、まっとうに受けとめたものといわなければならない。しかしなお4月令では、これまた現場の⁽⁴⁾声に支えられ、その適用範囲を、不定期の負担をめぐり、これに応じなければならないことが、文書により確認されていないという場合に限っていた。支払義務を、しかと明示する文書がなければ、かかる徴収を暴力とみて、これを没にするということと臨んでも差支えないとするのであろう。土地所有には避けられない領主の規制というにもかかわらず、とにかく一部にせよ、それが、無条件解放の対象となったことは注目されていい。しかし領主規制の排除に際し、いわば本命にも近い土地取引税だけを没にすることに成功したについては、単に下からの強い突上げだけでは帰せられない、もっと大きな事情があつたと知るべきであろう。

土地取引税の欠落 土地と対する時、彼は何とか、領主との関係をすっきりしたものにしたかった。領主とのかわり合いが全面的に没にできれば、それに越したことはない。しかし現実には、有償制が採用されており、そう簡単に領主との関係を清算できるというものでもないのである。かかるなかで、有償制への批判が高まっていった。この一角を、どうくずすか、依然としてそれは彼

(1) この指摘を、GARRAUD, R., *Le Rachat des droits féodaux et des dîmes inféodées en Haute-Vienne*, 1939, pp. 95 et suiv. に。

(2) 直接には、Loi du 11 avril 1792 のこと。

(3) もろもろの要求を、かくしぼつたことに関連しては、FERRADOU, p. 364, note 1 参照。

(4) それを、SAGNAC et CARON, n° 195 にみよ。

(5) 代表的には、SAGNAC et CARON, n° 194 が。

(6) SAGNAC et CARON, n° 129 参照。

の、大きな関心事であった。しかしなお彼としても、領主とかわした、もともとの約束がはっきりしているということであれば、これを反故にするつもりなど毛頭もない。領主の主張が確たる文書に裏づけられているとわかれば、依然として彼は譲歩を続けた。

彼はもう、何が何でも、領主の拘束から脱出したいというものでない。しかし一部には、ことを一挙に運ぶべく、はげしい動きがあった。⁽¹⁾この中間をとり、1792年の4月令では、土地取引税の廃止を規定している。領主との関係をすっきりするという意味からすれば、土地の売買にまつわる規制を没にしたことは、結構な限りであろう。しかもかかる規制からの離脱が、もっとも窮屈に感じられていたことを思えば、なおさらのことであった。事実また、こうしたことの運びに対しては、支持者も多い。しかしなかには、その程度のことで満足できないと、不徹底さをなじる者がいた。彼にとっては、土地所有に及ぶ領主の規制を、一挙に没にできることこそ、革命に託した夢というものであった。

土地市場の形成に向って 領主の権益として、しかと確認できないにもかかわらず、なお領主がそうしたものを、相も変らず権利として主張し、これから脱出したいと願う者に対し、彼は賠償金を召上げ続けた。立法議会のもと、こうした領主の存在に対し、ようやく反発が高まっていった。しかし立法議会は、かかる反発のすべてを、同時に受入れようとしない。ただ土地取引税に関する限り、これを欠落させるということで、事態の收拾をはかることにしたのであった。

問題は、こうした妥協策自体にあらう。土地取引税が解消した時、土地の取得に関心を寄せる第三者が、土地に向って手をのばすことは、よほど容易なものとなっていこう。実に1792年の4月令は、これに必要な環境づくりをやったのけた。土地所有に対し及ぶ領主の拘束が、土地の移動を活発化する方向でだけ没にされたという時、もはや革命のめざすところは明白であろう。土地と対する時、領主の存在を、こうしたことで排除できたことは、土地所有にある者をかならずしも土地所有に安定させるというわけのものでもなかった場合のあることを、知るべきであろう。むしろ4月令では、土地について動きというものを与えたいというのであった。今や土地市場の形成に向って、ことが動き始めた。そしてこのことは、立法議会を構成するメンバーの主勢力が何たるかを示す、かっこうの指標となろう。下からの突上げに答える過程で、この勢力は革命を自己の陣営に有利なように運ぶことを忘れなかった。

B 1792年の6、7月令の場合⁽²⁾

土地と対する時、領主の介入を排除できればいい。1792年の4月令はこれに対し、土地取引税をめぐる領主の、拘束を没にするということにした。いずれにせよ、不定期の負担をめぐる、その

(1) この点については、SAGNAC et CARON, n° 134 参照。

(2) 直接には、Décret des 18 juin-16 juillet 1792 (DUVERGIER, IV, p. 217) のこと。

一角がくずれ落ちたのであった。

こうしたなかで、かかる方向を、不定期の負担の全体に及ぼそうという声が高くなって当然か。土地所有と対した、彼の関係をすっきりしたいというのが革命であれば、立法議会がこの声を受けて立つことになったのも自然の成行であろう。実にこれにより立法議会は、そのよって立つ階層の立場の強化を狙った。

不定期の負担の解消をめざして 1792年の4月令では、不定期の負担のうち、土地取引税だけに限って、文書の確認のない場合、その支払をまぬがれ得た。これにより、土地とかかわる際に避けられない、領主との関係は、かなりすっきりしたものになっていった。できれば、この関係を、もっとすっきりしたいわけであろう。

これを受け、1792年の6、7月令は、1792年の4月令の規定が、不定期の負担の全体にまで及ぶべきことを指示するのである。しかしこの適用を受けられるのは、もちろん、土地と対し、彼が領主といかなる関係にあったかを示す、もとの文書がない限りであった。もし誰かが、不定期の負担に応ずるについて、文書をかわしているわけではなく、ただ漫然と、古くから何となく続いているということで、その支払に応じているわけであったとすれば、彼は6、7月令の規定のもと、不定期の負担の全部からまぬがれることができたのである。憲法制定議会では、不定期の負担からの離脱に際し、賠償金が要求されたが、もうそういう面倒はなくなってしまった。

6、7月令の規定により、土地と対する関係はかなりすっきりしたものになった。確認できる文書がなければ、もう彼は領主に対する不定期の負担から離脱できたのである。しかしなお彼は土地と対した時、領主のため、定期の負担に応じなければならないのである。これから解放されなければ、依然として彼は賠償金を支払わなければならない。今や領主の規制は定期の負担、一点に集中した。それだけに、定期の負担をめぐる⁽¹⁾、不平も高い。

土地取引税の終息 不定期の負担をめぐる、それに応ずべきことを示す、確たる文書があれば、今や誰も、不定期の負担に、何はともあれ、従わなければならない。しかしそうした文書がなければ、もう誰も不定期の負担のことなど、気にしなくてもいいわけであろう。6、7月令では、かかる原則が確認されたのであった。

知られる如く、不定期の負担のうち、とくに土地取引税については、早くも1792年の4月令によりその解消が確定されていた。そこにもってきて、不定期の負担一般の解消を決定する6、7月令の出現である。こうした追いうちのなかで、土地取引税は場所により、突如まったくその姿を消していった。⁽²⁾そう考えると、6、7月令は解消の対象を、不定期の負担一般としているが、実はこうしたなかで、土地取引税の解消を徹底化しようという効果を狙ったといってもいい。土地をめぐる、動

(1) この点を、DUVERGIER, IV, p. 313 に。

(2) こうした評価を、例えば Doubs について、MILLOT, p. 153 にみよ。

きを過熱させようという意図を、そこにみるべきか。しかしまた土地取引税に限らず、不定期の負担一般についても、6、7月令以降、その賠償に応ずる度合も減少している。

C 1792年の8月令の場合⁽¹⁾

不定期の負担をめぐって、そこからの離脱に際し、もう賠償金を差出す必要がない。こうした原則をふまえ、何とか領主規制の全体を、無条件に廃止したいと願う声が出るのもむりからないところであろう。しかしこの段階で、土地所有をめぐり彼が領主と、いかなる関係にあったかを示す、もとの文書を持出されてしまえば、彼としてはいかんともなしがたかった。

こうした感じは、かかる文書のない場合の扱いがルーズになるにつれ、絶望感にも近いものに変っていき。立法議会とて、何とか打開を模索する必要を感じていた。しかし打開のための第一歩すら踏込めないまま終っているのは、これまた立法議会の立法議会たるゆえんでもあろうか。立法議会はただ、下からの突上げを、領主の既得権を侵害しない限りにおいて、汲上げることができればと念じていただけであった。1792年の8月令は、領主支配への最後のゆさぶりに似ていた。

最後のゆさぶり 土地所有と対し彼が、領主といかなる関係にあるかを示す、もとの文書があれば、彼はこれにしばられ、領主のいい分を既得権として容認せざるを得なかった。こうした文書がなければ、彼はもう定期の負担からの離脱の時だけ、領主のことを考えるだけでいい。すでに触れた如く、憲法制定議会では、定期の負担からの解放に際し、賠償金を召上げていた。立法議会のもと、8月令はこの支払条件を緩和するという一方で、下からの突上げに答えることにした。

定期の負担から離れようと思えば、彼は賠償金を支払わなければならない。憲法制定議会では、この支払について分割を認めなかった。しかし立法議会では、2年と10ヵ月という長期の分割を採用した。憲法制定議会のもと、定期の負担から脱しようと思えば、貨幣で負担していた場合、年間の20倍、現物で負担していた場合、これを貨幣に換算した額の25倍を、賠償金として払えばよかった。定期の負担はすでに、問題にならない額になっており、これが20倍、25倍になったところで、実はどうということでもなかったのである。にもかかわらず、こうした賠償金に対し、8月令では分割払を認めていた。かかる限り定期の負担は、これから離脱を願う者にとり、もはやどれほどの苦痛ということもない。しかも賠償金は、5年で時効という。従来までそれが30年であったことと比較すれば、賠償を申出る者にとり、もはや領主の存在は無というのも同然であった。加えて8月令は、賠償金を払い、そこから離脱するかどうかを、解放を願う側の意志にかかわる問題として処理している。こういうことであれば、8月令により領主が、支払われるものを受取るだけの存在に落ちてしまったといっても過言ではなからう。⁽²⁾しかし領主のなかには、賠償金をあくまでも支払わせようとする

(1) 直接には、Décret du 20-25 août 1792 (Duvernois, IV, pp. 341 et suiv.) のこと。

(2) かかる評価については、MILLOR, pp. 198 et suiv. 参照。

者もあった。もっともこうした領主だが、すでにこの時期にはまれな存在になっている。⁽¹⁾

立法議会の限界 すでに明白な如く、文書をタテに、依然として領主は、土地に対する優位を誇っていた。かかる領主の、拘束に応ずる側としても、文書により確認されたところであれば、領主の権益としてこれを、容認することもやむを得ないと感じていた。平等の実現を基調に掲げる革命とはいえ、今やここに、革命に取残された者を多く出すにいたった。しかし領主規制の全体から、無条件に離脱したいという声が高まっているなかで、こうした者がいるという状況を放置することはできない。

しかし立法議会が、革命に取残された者の出ないよう、はからうにはあまりにも時機尚早であった。立法議会はただ、憲法制定議会以来、放置されたままになっている、定期の負担をめぐって、扱いを模索するという一方で満足しなければならない。しかし立法議会はついに、定期の負担を没にするところまで持込めなかった。そこからの離脱については依然として、賠償金を支払うよう指示していた。もっとも支払条件はよほどに緩和されている。とはいえ、立法議会のもと、領主支配が、定期の負担という、最後の一点で温存されることになったことには変わりがない。

3 国民公会と土地の解放

A 1792年の12月令⁽²⁾、1793年の5、6月令の場合⁽³⁾

これまでの経過から明白なように、土地所有にある者のうち、彼がもともと領主といかなる関係にあったか、はっきりした証拠がなければ、彼は土地所有に及ぶ領主の規制のうち、不定期の負担に限り没にできた。彼にしてみれば、この状況を、領主規制のもう一端を形成する、定期の負担にまでも拡大したかった。にもかかわらず、定期の負担について彼は、やっこの段階で、有償ながらそこからの離脱を認められるというまでのことにとどまっていた。

一部にせよ、有償制が残るわけであろう。それだけにまた有償制をめぐって、下からの突上げが強かった。⁽⁴⁾国民公会は一部でもこれを汲上げるべく、積極的な姿勢を示した。国民公会がこうした方向に踏切ったのは、ほかでもない。外国軍隊の侵入をまえに、何よりも国民的合意に達する必要を感じたからであった。とにかく、土地所有に対し特権的立場にある者の発言を封じなければなら⁽⁵⁾ない。

違反を、不問に 土地所有にある者に及ぶ領主の規制が、おいおいと解消していこうというな

(1) この点を、FERRADOU, p. 441 にみよ。

(2) 直接には、Décret du 30 décembre 1792 (Duvernois, V, p. 98) のこと。

(3) 直接には、Décret des 26 mai-1^{er} juin 1793 (Duvernois, V, p. 304) のこと。

(4) その一端を、SAGNAC et CANON, n° 355, p. 777 にみてほしい。

(5) この趣旨については、Décret du 15 décembre 1792 (Duvernois, V, p. 82) 参照。

かで、今はただ定期の負担についてだけ、そこからの離脱について拘束が残った。それだけにまた、領主に対する反発も強まったのであろう。

こうしたなかで国民公会は12月令により、定期の負担からの離脱をめぐる裁判に、判決を出すことを中止するよう指示したばかりか、定期の負担からの離脱をめぐるこれまでに出た判決をことごとく取消し、また判決に従い服役をよぎなくされた者の釈放を規定している。しかし後続の5、6月令はもっと徹底し、定期の負担からの離脱をめぐるいかなる違反も、不問に付そうという。

ともかく、土地所有にある者は定期の負担からの離脱に際し、依然として賠償金を払わなければならない。そうした場合、トラブルはつきものだが、国民公会はあえてこれを、黙視するという態度に出たのであった。かかる状況が続くのであれば、もう定期の負担をめぐる、領主の拘束はないのも同然であろう。違反しても、罰にならないということである以上、誰も賠償金を避けようとすることは必至だった。

革命に、内容を 定期の負担から離脱しようと思えば、彼は賠償金を取立てられた。ただし国民公会のもとでは、これに違反しても、罰を受けるということがない。国民公会は土地所有にある者を革命に組込むべく、領主に向い、最後の譲歩を求めた。国民公会にとってこれよりほか、革命に対し内容を与える措置はなかったのであった。

しかし国民公会は単にそれだけのことで満足できない。もっと積極的に、土地所有にある者のため、彼の所有規模そのものの拡大をはかることにより、土地所有にある者の立場の強化すら画策するにいたったのであった。⁽¹⁾

B 1793年の7月令の場合⁽²⁾

領主の権利が、確たる証拠によるものであれば、革命はこれに手を出そうとしなかった。そしてこの原則は、国民公会のもとでも守られていた。いまだ革命の触れること不可能な部分があったのである。しかし革命が土地所有に及ぶ領主規制を排除しようという時、領主の権利がはっきりしているということだけで、革命にあずかり得られない者がいることは問題であろう。内外の情勢もまた、こうした者を放置し、国論に不統一を持込むことを許さなかった。

すでに機は熟した。かかるなかで国民公会は、これまでのタブーに触れることにした。そのきっかけは、1793年の7月令であり、従来タブーであった部分についても、革命が取組む姿勢が明白となった。そして今はこれに異説を立てる者とならない。革命はやっと、土地に及ぶ領主の規制の全部に拡大し始めた。もとよりガンは、証拠主義ともいわれるべきものにある。

(1) これに関連しては、私の当面の仕事「フランス革命の土地問題」の第三部「土地の移動」において触れるはず。後続の論稿に注意。

(2) 直接には、Décret du 17 juillet 1793 (DUVERGIER, VI, pp. 19 et suiv.) のこと。

領主規制の根絶のために 領主とかかわる、もともとの状況について、はっきりした証拠の有無にかかわらず、国民公会は土地所有にある者をすべて、土地所有にまつわる領主の規制から解放するという方向で、一律に扱おうとした。かかる際、領主の側の反発は避けられない。知られる如く、反発の基礎は、領主と土地所有にある者の間の関係を示す、もともとの文書にあった。これを没にできれば、反発も封じられようと、国民公会はかかる文書の引渡しを規定した。確たる証拠がなければ、領主といえど、既得権を主張できないとするのであった。

こうした線に沿い、1793年の7月令は、かかる文書を持つ領主に対し、3ヵ月以内にそれを、国民公会に引渡すよう指示した。こうした文書だが、7月令はその焼却を命令している。3ヵ月の猶予にもかかわらず、文書をかくしている者があれば、7月令は、彼を5年の投獄に処した。国民公会はこの完全な実施に躍気になった。しかし領主の規制に服する側としては、それだけで不十分なことを知っていた。という時、彼が領主のため必ずすべき負担は、単にそうした文書に盛られていただけのことではないからであった。もはや7月令にいう措置だけで、領主の規制が排除できるというものでもない。このため7月令は、大きな効果がなかった。それにしても7月令は重大な問題を残した。

反省 すでに明白なところだが、領主はその配下に、地役権者を抱えていた。1793年の7月令では、領主が地役権者を介し、その土地から収入を得ることに、手を出そうとしない。地役権を認め、その代償に収入を得るという状況は、7月令のもとでも依然として温存されていたのであった。にもかかわらず、焼却すべき文書中にはしばしば、こうした権利が併記されていた。かかる文書の焼却により、今や領主が温存を期した権利がだいなしになるという事態も起こった。

7月令をめぐる、異論はこの一点に集中していた。⁽¹⁾ かまわず文書を焼却し、そのことにより領主の正当な権利を根絶、領主を敵にまわしてしまうことは、たとえ相手が少数者の領主とはいえ、国民的合意をめざす国民公会にとり、かなり気がかりなことであった。こうした反省から、国民公会は10月令を⁽²⁾発し、記載があれこれごちゃごちゃな文書について、6ヵ月間、焼却を猶予、その間に、領主の権利が依然として存続する部分と、破棄すべき部分を区別することを指示している。今や国民公会の後退は明白であった。しかも共和暦2年雨月8日令⁽³⁾では、焼却について別に定める時期まで、これを停止せしめている。にもかかわらず、その後も、焼却時について指示した命令はついに発せられずに終わっているのである。もはや国民公会に当初の心意気の片鱗もない。こうしたなかで領主は、革命が放棄を命じた特権を、革命によっても留保を許された権利とすり替えるべく、こずらく立廻ることにもなっていく。⁽⁴⁾

(1) この模様を、SAGNAC et CARON, n° 357, n° 359 に。

(2) 直接には、Décret du 2 octobre 1793 (DUVERGIER, VI, p. 203) のこと。

(3) 直接には、Décret des 8-23 Pluvioso an II (DUVERGIER, VII, p. 20) のこと。

(4) この事情をめぐることは、本誌65巻5号に収載の稿を参照。

III

結

土地所有にある者は、領主によりいろいろと拘束を受けた。彼が革命に願ったのは、こうした拘束のいちいちから離脱することにある。複雑に渦巻く諸利害との関連において、革命は土地所有にある者の要請を逐一汲上げていかなければならなかった。

この経過の概要を、以上において触れたつもりである。知られる如く、革命は、土地所有に及ぶ領主の拘束を排除したいという声を受け、それこそ雑多な拘束のなかから、不定期の負担を解消することに大きな関心を向けていた。不定期の負担という時、フランス革命までの段階でいえば、土地の動きを窮屈にするということを究極の狙いに設定された、一連の規制にはかならない。しかしこうした規制があることで、土地所有にある者はどれだけ彼の土地所有に安定するうえ救いになったことであろうか。今この、安定に必要な支えが、革命によりまっさきに消されていった。消去すべき規制が数あるなかで革命は、土地について処分自由な環境づくりの一点に向って、ことを運んだといっても過言でないであろう。土地所有をめぐり領主の規制を排除しようという時、今や土地の処分についての拘束の破棄に重点が置かれることになった。

土地所有にある者は革命を介し、彼の土地所有に及ぶ領主の拘束を排除しようとした。その真の目的は、土地所有について一層の安定を期したいということにある。しかし革命はこれと逆に、処分自由の状況を持込むことで、土地所有に対する彼の安定度を削減するという方向につっぱしてしまった。なるほど革命は、土地所有にまつわる領主の拘束を排除できた。しかしその過程で、土地所有にある者が革命で願ったことを、反故にしてしまった。ちょっぴりばかりの恩恵と引替えに、土地所有にある者は革命によりついに、土地を明渡さなければならないはめに迫込まれていく。そしてこれは革命を介し第三勢力が、土地に殺到したことによって起ったのであった。実はこうした第三勢力の抬頭というなかで、土地所有にある者が革命に臨む態度の決定を迫られたとするのが、本稿の趣旨である。

(経済学部助教授)

独占資本主義の対外膨張と資本蓄積 (上)

北 原 勇

目 次

序説——問題の限定

第1節 独占資本主義的経済構造と対外膨張

第1項 独占体の対外膨張欲求と資本輸出の意義増大

第2項 独占体と密着した国家の対外政策 (以上本号)

第2節 対外膨張とその外的諸条件 (以下次号)

——受け入れ側経済の構造およびその発展——

第1項 「水平的」対外膨張

第2項 「斜めの」対外膨張

第3項 「垂直的」対外膨張

第3節 対外膨張の独占資本主義本国経済への反作用

第4節 帝国主義的諸勢力圏間の相互浸透・対立、協調・敵対

序 説——問題の限定

本稿は、独占資本主義の対外膨張と、それが独占段階の資本主義の蓄積運動に与える影響とを、理論的に解明しようとするものである。これは、独占資本主義における資本蓄積の特徴を解明しようとした一連の研究の一環であり、前稿までのクローズド・システムとして扱われていた独占資本主義経済を国際的關係の中に置いて扱え直すことによって、理論の拡張と再構成をはたし、現実との距離を一步縮めようとするものである。(なお、前稿までと同様、本稿でも、独占資本主義一般に貫徹する法則性の解明が課題であるので、イギリス帝国主義とドイツ帝国主義というような各国別のタイプの差異、あるいは国家独占資本主義というような独占段階の中の一小段階の特徴は、捨象される。それらは、本稿でなされるころのヨリ一般的な理論化を基礎にして、はじめて可能となるヨリ現実的な経済分析の対象である。)

(1) 前稿までの分析においては、国際的諸関係を捨象した、いわゆるクローズド・モデルのもとで理論化がなされ、また、そこでは国家の経済的諸政策も捨象されてきた。

かかる方法的限定のもとで理論化がはかれるかぎり、独占段階における総資本の蓄積はきわめ